

竹原市における産業振興施策促進事項

令和元年5月7日作成

I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧賀永村（仁賀町）と旧田万里村（田万里町）の全域を産業振興施策促進区域とする。

II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和元年6月1日から令和6年3月31日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を図る上での課題

(1) 旧賀永村・旧田万里村の産業の現状

(全般)

- 本市は広島県の中央やや東よりの南部に位置し、南は瀬戸内海に接し、西と北は東広島市、東は三原市と接し、東西 21km、南北 15km で、総面積は 118km² となっている。一年を通して比較的温暖な市南部では水稻のほか、畑地が広がりブドウや柑橘類などの果樹、バレイショの生産が盛んである。一方、本地域を含む市北部は標高が比較的高く、昼夜の寒暖の差が大きい気候を生かした水稻生産が主となっている。
- 本地域は市北西部に位置し、道路については、仁賀町には県道 330 号線、田万里町には国道 2 号線が整備されており、また山陽自動車道や広島空港も程近く、産業や経済活動における基盤となっている。
- また、本地域には賀茂川や田万里川が流れ、市中心部を通り、瀬戸内海に注いでいる。耕地はこれら河川流域に開けており、また山間部では傾斜地に点在している。
- 平成 27 年度国勢調査結果による本地域における産業別就業人口を見ると、第一次産業の就業者数が 112 人（30.0%）となっており、市全体（一次産業就業者割合 5.8%）と比較すると第一次産業の割合が 5 倍以上となっている。

(農業)

- 2015 年の農林業センサスによる本地域の経営耕地面積は 58ha、農家戸数は 61 戸であり、平均経営耕地面積は 0.95ha となっている。経営耕地面積の内訳は田が 54ha と大部分を占め、畑が 2ha、樹園地が 1ha となっている。
水田は主に河川流域に広がっており、豊かな水源を生かした水稻生産が地域農業の主体となっている。

- 平成 10 年頃から平成 30 年まで圃場整備により農業基盤整備を行い、また、農事組合法人や機械共同利用組合を設立し、農地の集積や機械の共同利用など農業経営の効率化にも取り組んできたが、農業者の高齢化比率が高いことや後継者不足から、産業としての衰退が危惧されている。

(林業)

- 2015 年の農林業センサスによる本地域の林野面積は 2,817ha であり、本地域の面積の 81.9%を占めている。本地域の林業経営体の数は 2 経営体で、2010 年調査時と比較すると 3 経営体減少している。

(観光業)

- 本地域内では、ホテル祭りや朝市、仁賀小まつりなど、一定の集客力のあるイベント等を地域住民により行われているが、都市部からの観光客の入込みや知名度については、向上の余地がある。

(製造業)

- 広島県工業統計によると、市全体の製造業は（H28 年度）は 52 社が立地しており、非鉄金属や電力、食品、繊維製品等の製造が営まれており、年間製造品出荷額は 80,738 百万円である。
- 一方、本地域においてはほぼ全域が農業振興地域に指定されていることもあり、大規模な製造業はほとんど立地していないが、農業者のグループが地区内の加工施設を利用して、農産物等の加工品の製造を行っており、地域資源を活用した取組を拡大できる土壌を本地域は有している。

(農産物等販売業)

- 市内全域では、道の駅たけはらのほか、4 箇所の直売所において、地元の農産物や特産品を販売している。
- 本地域内においても、農業者のグループが直売所を運営し、地域の農産物や製造した特産品の販売を行っている。

(2) 旧賀永村・旧田万里村の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

- 本地域は水稻生産が中心となっており、これまでも圃場整備や農事組合法人等担い手への農地集積、鳥獣被害対策等各種取組を行ってきたが、農業者の高齢化、担い手不足には歯止めがかかっていない。こうした取組については引き続き見直しを図りながら継続的に行うとともに、未利用・低利用資源についても 6 次産業化等により活用を進める必要がある。

[林業関連]

- ・ 林野面積は本地域の8割強を占めているが、人工林率は高くなく、林業経営体も2経営体とほとんどいないが、その中でも林業経営に適した森林については、資源の有効活用を検討する必要がある。

[地域資源を活用する製造業関連]

- ・ 本地域では地域資源を活用した特産品の加工・販売等を行っているが、現在は農業者グループや個人での取組となっており、地域経済を支える産業には育っていない。今後、地域経済を活性化させるため、農林業と他業種との連携を推進し、事業者の技術力や企画力を活かしながら、資源の高付加価値化や新たな商品開発に取り組む必要がある。

[農産物等販売業関連]

- ・ 本地域内には地域産品を観光客向けに販売するための施設が少ないため、特産品の開発・製造や観光施策と一体的に取り組む、それらの販路開拓や販売促進を進める必要がある。

[観光業関連]

- ・ 本地域は空港や高速道路にほど近く、地域内を幹線道路が通っており、都市部からのアクセスはよいが、観光客数や知名度は高くなく、地域資源や豊かな自然や景観を生かした観光振興に取り組む必要がある。

[その他]

- ・ 未利用・低利用の森林資源の活用が課題となっており、推進方策の調査や施設・設備の整備等の検討を行う必要がある。
- ・ 域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置の利用を促進する必要がある。
- ・ 産業振興に資する人材の育成が課題となっている。

IV. 産業振興施策促進区域において促進すべき業種 農業，林業，製造業，農産物等販売業，観光業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担

○竹原市

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者の支援

- ・ 鳥獣被害防止の支援
- ・ 農林水産業用の各種施設，設備の整備
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 林道の整備・機能保全
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 利用率の低い森林資源の利活用の推進
- ・ 林業従事者の育成
- ・ 設備投資を促進するため租税特別措置の利用の促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 産業の連携による 6 次産業等，新産業分野の支援
- ・ 当該地区の PR 活動の推進

○広島県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者の支援
- ・ 鳥獣被害防止の支援
- ・ 農林水産業用の各種施設，設備の整備
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 林道の整備・機能保全
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 利用率の低い森林資源の利活用の推進
- ・ 林業従事者の育成
- ・ 設備投資を促進するため租税特別措置の利用の促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 産業の連携による 6 次産業等，新産業分野の支援
- ・ 当該地区の PR 活動の推進

○三原農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農産物等販売業の推進のための推進体制の整備，販売促進活動の強化
- ・ 各農家への営農指導
- ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化

○尾三地方森林組合

- ・ 間伐等の森林整備の実施

- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

○関係機関が連携して実施する取組

- ・ 6次産業化の推進体制の整備，販売促進活動の強化
- ・ 関係機関との情報共有の推進
- ・ 都市部から山村地域へ観光客を導く取組を推進

VI. 産業振興施策促進事項の目標

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)

なお，これらの実績については，租税特別措置の適用額や，市内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに，産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し，達成状況等の評価を公表することとする。

竹原市 産業振興施策促進事項 工程表

事業		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
振興すべき業種の振興を促進するために行う事業	① 租税特別措置の活用推進					

①：産業振興施策促進事項を取りまとめ，租税特別措置の利用を促進する。